

議案第 6 2 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称 市川市チャレンジ国分

所 在 市川市国分 3 丁目 1 7 8 5 番地 1

構 造 鉄骨造スレート葺平屋建

延床面積 5 0 4 平方メートル

建 築 年 昭和 6 3 年

2 無償譲渡の相手方

千葉県市川市南大野 3 丁目 8 番 1 8 号

社会福祉法人いちばん星

理事長 森田 美智子

3 無償譲渡の目的

市川市チャレンジ国分を民営化することに伴い、公募により選定された上記相手方に対して市川市チャレンジ国分の建物を無償で譲渡することにより、上記相手方が安定的かつ良質な障害福祉サービス事業の提供ができるようにするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から上記相手方による障害福祉サービス事業の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成29年4月1日

理 由

市川市チャレンジ国分の運営を公募により選定された社会福祉法人いちばん星へ引き継ぐに当たり、当該法人が安定的かつ良質な障害福祉サービス事業の提供ができるようにするために、市川市が所有する市川市チャレンジ国分の建物を当該法人に無償で譲渡する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。